

## 佐伯市週休2日工事实施要領 (港湾工事・漁港漁場整備工事編)

### 1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、佐伯市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の多様な働き方を推進するため「週休2日工事」を実施するものである。

### 2 週休2日の定義

#### (1) 現場閉所型週休2日制

起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日まで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完成日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があるものとする。休日は、「現場閉所単位」での確認を基本とし、現場特性により受発注者協議のうえ「個人単位」での確認とすることができる。

### 3 対象工事

#### (1) 現場閉所型週休2日制

佐伯市が発注する港湾工事・漁港漁場整備工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下ア～ウの工事は除く。

ア 完成時期や作業時間の制約が厳しい工事

イ 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

ウ その他発注者が指定する工事

以下については、現場での作業に該当しないものとする。

（ア）臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

（イ）資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

（ウ）その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

### 4 対象期間

対象期間は、工事着手日以降の最初の土曜日から工事完成日直前の1期間の末日となる曜日までの期間又は工事着手日以降の最初の月曜日から工事完成日直前の1期間の末日となる日曜日までの期間とし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている

内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

## 5 発注方式

受注者希望型による現場閉所型週休2日制を基本とする。

## 6 実施内容

### (1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

ア 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

イ 作業日が恒常的な残業となってはならない。

### (2) 計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を、「個人単位」で確認する場合は技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を監督職員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、上記「2 週休2日の定義」及び「4 対象期間」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

### (3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例（工事看板））。

### (4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、佐伯市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

### (5) 休日の変更

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、1期間（4週間）内に振替えることができるものとする。ただし、「週間工程表」または「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載すること。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

### (6) 達成の判断

対象期間内において、1期間（4週間）のうち8日以上現場閉所を行っていること。

また、「土曜」「日曜」「祝日」の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

### (7) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

## 7 間接工事費の取り扱い

### (1) 現場閉所型週休2日制

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないもの及び契約工期内に工事が完成できないことが確認された場合は、補正分を減額変更するものとする。

港湾工事市場単価による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

補正係数等については、下記を適用するものとする。

なお、港湾工事・漁港漁場整備工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により下記アまたはイを適用するものとする。

ア 港湾土木工事積算基準、漁港漁場整備関係工事積算基準等及び公共建築工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

補正なし

イ 港湾土木工事積算基準及び漁港漁場整備関係工事積算基準によるもの

| 休日の形態 | 共通仮設費率 | 現場管理費率 |
|-------|--------|--------|
| 4週8休  | 1.02   | 1.03   |

## 8 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（平成29年7月3日）

平成29年7月4日以降に起案する工事に適用する。

附則（平成30年8月8日）

平成30年8月10日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和元年7月17日）

令和元年7月17日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年4月8日）

令和2年4月8日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年7月1日）

令和2年7月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年8月21日）

令和2年9月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年１月１２日）

令和３年１月１２日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年３月２９日）

令和３年４月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年７月２日）

令和３年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和３年１２月６日）

令和３年１２月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和４年４月１日）

令和４年４月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和５年３月１５日）

令和５年３月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和５年７月１０日）

令和５年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和５年９月１４日）

令和５年９月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年７月１２日）

令和６年７月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年８月１５日）

令和６年８月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和６年１０月１１日）

令和６年１０月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和７年４月１０日）

令和７年４月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和７年８月２２日）

令和７年９月１日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年４月１０日）

令和８年４月１５日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和８年７月２４日）

令和８年８月１日以降に起案する工事に適用する。

